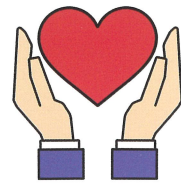


所得税のきほん ～ 生命保険料控除 ～

生命保険料控除とは、納税者本人や本人の親族を受取人とする生命保険契約（共済契約）等の保険料を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度のことです。



生命保険料控除の対象となる保険料は

- ①一般の生命保険料・・・平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新生命保険料）
平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧生命保険料）
- ②介護医療保険料
- ③個人年金保険料・・・平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新個人年金保険料）
平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧個人年金保険料）

✔ 生命保険料控除の金額

以下の表（1）、（2）により算出した各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。
なお、この合計額が120,000円を超える場合には、生命保険料控除額は120,000円となります。

（1）新契約に基づく場合（新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料）の控除額

年間の支払保険料 ^(※)	控除額
20,000円以下	支払保険料の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

（2）旧契約に基づく場合（旧生命保険料、旧個人年金保険料）の控除額

年間の支払保険料	控除額
25,000円以下	支払保険料の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

(※) 支払保険料等とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいいます。

※令和7年1月現在の法令による

吉川和章税理士事務所



054-255-1872

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！